

令和7年第8回定例会  
(2日目)

津別町議会会議録

令和7年第8回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和7年12月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和7年12月17日 午前10時00分

閉会日時 令和7年12月17日 午前11時29分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞 稚 子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	谷口 正樹	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	坂井 隆介	○
総務課長補佐	高橋 洋行	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
住民企画課長	迫田 久	○	監査委員事務局次長	松木 紀幸	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○			
税務財政課長	菅原文人	○			
税務財政課長補佐	小西美和子	○			
保健福祉課長	仁部真由美	○			
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設 課 長	中橋 正典	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計 管 理 者	丸尾 達也	○			
庶 務 係 長	成田 ゆかり	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	総 務 係	松嶋 祥己	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 細川 博行 4番 山内 彬
2			諸般の報告	
3	議案	61	津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
4	〃	62	津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	63	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	64	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	65	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	66	つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	67	オホーツク町村公平委員会を協働設置する地方公共団体の数の増加及びオホーツク町村公平委員会規約の変更について	
10	〃	68	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設）	
11	〃	69	令和7年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
12	〃	70	令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
13	〃	71	令和7年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	



(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 細 川 博 行 君      4 番 山 内      彬 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日まで議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 61 号 津別町乳児等通園支援事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 61 号についてご説明いたします。

説明資料の 2 ページをご覧ください。

このたびの条例制定の理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに創設された乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）について、令和 8 年 4 月 1 日から全国の市町村での実施が義務化されることに伴い、本条例を制定するものです。

乳児等通園支援事業とは、子どもの成長、発達支援、社会性の育成を目的としており、ゼロ歳 6 カ月から満 3 歳未満の子どものうち、こども園などに通園していない児童が利用できる制度で、保護者の就労用件を問わず、月上限 10 時間という一定の利用可能枠が確保され、時間単位での柔軟な利用ができる制度です。

本条例では、津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めます。

条例案についてご説明いたします。

2 ページ、表の中をご覧ください。

最初に目次があります。続いて第 1 条、こちらでは、趣旨について規定し、第 2 条から 3 ページ中段の第 4 条にかけて、本条例で定める最低基準の目的や向上について規定しております。

続いて第 5 条から飛びますが 7 ページ、第 19 条にかけては、乳児等通園支援事業者の一般原則、非常災害対策、安全計画の策定、職員の一般的条件や知識、技能の向上、利用乳幼児への対応、衛生管理、事業所内部の規程の必要性、秘密保持など、乳児等通園支援事業者が備えるべき事項について規定しています。

7 ページ中段になります。第 2 章の乳児等通園支援事業では、第 20 条にて乳児等通園支援事業の区分に、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の 2 区分があることについて規定しています。

一般型乳幼児等通園支援事業では、既に実施済みの認定こども園や保育所などで定めている利用定員枠と別枠で事業を実施する区分であるのに対し、余裕活用型乳幼児等通園支援事業では、既に実施済みの認定こども園や保育所の利用定員の空いている枠を活用して行う区分であり、この区分は事業所にて選択することができます。

8 ページの第 2 節、一般型乳幼児等通園支援事業では、第 20 条にて事業所の設備基準、11 ページにあります第 22 条では、職員配置基準について規定しております。

飛びまして 12 ページ中段の第 3 節では、余裕活用型乳幼児等通園支援事業の設備及び職員の基準について規定しています。

下段の第 3 章の雑則では、乳幼児等通園支援事業者及び職員が行う電磁的記録に関する内容、規則への委任について規定しております。

それでは、議案第 61 号条文にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものでございます。

なお、附則といたしまして、条文末尾になります。令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上、議案第 61 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 62 号 津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 62 号について説明させていただきます。

説明資料 14 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、物価上昇の影響による経済状況の変化を踏まえ、奨学金の貸与額を拡充し、教育の機会均等と教育の振興を図るためであります。

改正内容としましては、下記の新旧対照表のほうで説明させていただきます。

今回、月額貸与額の改正ということで、第 6 条第 1 項第 1 号では、高校生に対しまして 1 万円のところを 2 万円に、第 2 号では専門学生、大学生に対しまして 2 万 5,000 円を 4 万円に引き上げたいと考えております。

では、議案のほうにお戻りください。

ただいま説明したものを条文化したものであります。

附則としまして、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、佐藤久哉君。

○6 番（佐藤久哉君） 何点か質問させていただきます。

議案の金額を上げるということに対しては、私は別に不満はないんですけども、いつ以来の改定なのか、まず知りたいと思います。

平成に入ってから物価の上昇率が止まり、それに伴い奨学金というものもずっと据え置きされてきたわけですけども、いっぺんに倍とか 1.5 倍ぐらい上がる、これは

世情の関係でしようがないとは思いますが、ちょっと異常かなとも思うんです。それまでの子たちに、本当はもっと奨学金を出してあげるべきじゃないかという後悔もこの議案を見たときに走りまして、実は日本学生支援機構、昔の育英会ですね、そこも平成の終わりぐらいから奨学金を受ける人が倍増しているというような状況なんです。倍以上だと思えますけれども。そんな中で、奨学金というものが大変必要なピースとなってきているところで、今後のことも考えてちょっと質問させていただきたいと思えます。

もう1点、津別町の利用者が決算報告ではまだまだ奨学金に余裕があるようでしたけれども、ここ数年間、どのような推移を示しているのか。それから、今、申し上げましたとおり、奨学金の額の見直しとか、待遇の見直しとか、そういったものに対するような、例えば5年おきに見直すとか、そういうような内規はあるのかどうか教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいまのご質問に対し回答させていただきます。

まず、いつ以前に改正したのかというところで、平成4年以来の改正となります。

続きまして、津別の利用の推移ですが、現在、貸し付けのほうは高校生がいない状況で、大学生12名、そして専門学生1名の13名に貸し付けを行っております。

そして返還のほうなんです、25名がただいま返還中ということになっております。

そして今、基金のほうで対応させていただいているんですが、原資が3,944万4,000円あります。その中で貸付総額が1,774万3,000円となっております、約半分ぐらいがそのまま原資として残っている状態となっております。

今後につきましては、額が増えたことによりまして、こちらの原資のほうもどんどん少なくなっていくかなと想定しています。今のところ、例えば3名ほど新規で大学生が増えた場合なんですけれども、令和14年ぐらいに大体原資がなくなっていくのではないかと推測しているところです。こちらにつきましては、町長をはじめ、財政のほうとも協議を行いまして、少なくなってきた時点で基金のほうに積んでいただく形をとろうかなと考えております。

そして見直しに対する内規なんです、こちらのほうは特に定めはありませんので、

今後の情勢を踏まえまして随時情報を取り入れながら進めていければなど考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 平成4年以来ということで、失われた30年といいますか、平成時代に物価が上がらなかったことで、こうしたものを据え置きでこられたのはよかったと思うんですけれども、その平成4年を考えますと、ちょうど今の子どもたちの倍ぐらい、1学年に倍ぐらいの子どもがいたということで、今、津別町の子どもたちが減ってしまったので、当然、進学する子たちも減っているので奨学金というのは間に合っているというか、今、報告があったとおりですけれども、今後こうして値上げしてあげて、今お話があったように奨学金の枠が足りなくなれば、当然それは私一議員としては金額を増額することに賛成する立場であります。

ただやはり、これからどんな物価変動になっていくかわかりませんが、もし国がこのまま物価上昇を続けるようなことがあれば、平成4年から令和7年まで上げなかったというような形にはならないと思うんです。であれば、問題がなければ見直す必要はないんですけれども、5年ごとなり3年ごとなり、3年はちょっとオーバーかもしれないですけど、5年ごとなりにチェックするような内規というか、そういったものも整備しておくべきではないかと思っておりますので、強く望みたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいまのご意見ありがとうございます。

見直しのほう、定住自立圏のほうもありますので、そちらのほうともあわせて近隣の町村の情勢も見ながら、そして保護者からのご意見等もいただきながら、見直しのほうをチェックできるようにしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） ちょっと一つ言い忘れましたので、日本学生支援機構のほう、第1種と第2種、第1種が主なもので無償のものですけれども、給付型の奨学金というものも増えています。

うちの町も、ちょっと変則ですけれども奨学金が返還されなくてもいいという制度をつくっていますけれども、今日、その議論をここですると、この条例とあまり関係ないとか少しかけ離れたところなのであえて申しませんが、やはり、そうしたのも定住自立圏ですとか、全国、全道の様子を見ながら検討すべき時には検討していただきたいなと申し添えておきます。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいまのご意見しかと受け止めて、給付型につきましても今後、うちの町の情勢にもよりますけれども、財政状況等もありますし、あと近隣の状況にもよりますので、そちらのほうにもしっかりと目を向けて情報も収集しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 63 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 63 号についてご説明いたします。

説明資料の 15 ページをご覧ください。

はじめに、改正理由につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律において、特定教育・保育施設等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたため、条例改正を行うものです。

改正内容につきましては、虐待等の禁止に係る条項の文言を追加しています。

新旧対照表をご覧ください。

改正後、第 25 条虐待等の禁止において、児童福祉法改正に係る条項の追加を行っております。

それでは議案第 63 号条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として公布の日から施行します。

以上、議案第 63 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 64 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 64 号についてご説明いたします。

説明資料 16 ページをご覧ください。

はじめに、改正理由につきまして、児童福祉法等の一部を改正する法律において、特定教育・保育施設、家庭的保育事業等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたとともに、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたため改正するものです。

改正内容につきましては、一つ目として虐待等の禁止に係る条項の文言の追加。二つ目として、保育士の中に地域限定保育士を含める文言を追加。三つ目として、その他、字句の追加および修正を行っております。

新旧対照表をご覧ください。

改正後第 12 条では、児童福祉法改正に係る条項の追加を行っております。

改正後第 23 条では、次ページまたがり字句の修正と保育士に地域限定保育士を含める文言の追加を行っております。

17 ページになります。改正後第 29 条では、第 23 条と同様、保育士に地域限定保育士を含める文言の追加を行っております。

18 ページになります。改正後第 47 条では、改正前の条項で不足していました字句の追加を行っております。

それでは、議案第 64 号条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として公布の日から施行します。

以上、議案第 64 号についてご説明しましたので、ご承認いただきますようよろしく  
お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 65 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と  
します。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（坂井隆介君） ただいま上程となりました、議案第 65 号について説明申し上げます。

資料により説明いたしますので、資料 19 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い、地域限定保育士が一般制度化

され、保育士の定義に変更があるためです。また、同法に虐待に関する定義が新設されたことにより、引用している条項のずれを修正するためであります。

改正内容は、保育士の定義の変更および条ずれの修正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第9条第4項第1号に、北海道が地域限定保育士を認定した場合、有資格者として認めるための定義を加えました。

次に、次ページになりますが、第11条の引用条項のずれを修正するものです。

議案にお戻り願います。

ただいま説明しました内容を条文化したものになります。

附則としまして、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第65号の説明をさせていただきましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第66号 つべつ木材工芸館及び木工体験工房

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 66 号 つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

説明資料により説明させていただきますので、資料 21 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、木材工芸館等の円滑な管理運営を図るため、林業等に関する見識を有する外部有識者等による運営委員会を設置してきたところですが、平成 31 年 4 月に幼児、児童等を対象とした木とふれあいながら遊べる体験型の利用形態に特化した施設へリニューアルし、運営に係る実質的な協議事項が少なくなったことから、その役割を果たしたものと判断し、当該運営委員会を廃止するものです。

改正内容について説明いたします。

新旧対照表が資料 21 ページと 22 ページにまたがりませんが、運営委員会に関する事項を規定する第 6 条から第 11 条までを削除し、第 12 条第 13 条の条項を繰り上げます。

議案書にお戻りください。

ただいま説明申し上げました内容につきまして改正条文としたものであり、附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、議案第 66 号の内容について説明申し上げました。

本条例の改正につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 67 号 オホーツク町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びオホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 67 号についてご説明いたします。

説明資料の 23 ページをお開きください。

改正理由としましては、令和 8 年 4 月 1 日から斜里町が加入することに伴い、オホーツク町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を変更し、オホーツク町村公平委員会規約を変更するものになります。

改正内容としましては新旧対照表になりますが、別表において当該団体の斜里町を追加するものになります。

それでは議案にお戻りください。

議案第 67 号につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものとなります。

なお、附則としまして、この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとなります。

以上、議案第 67 号についてご説明いたしましたので、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、オホーツク町村公平委員会に斜里町を加え規約を変更するものとし、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 68 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 68 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設）についてご説明申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、これまで指定管理を行っている施設のうち、現指定管理者の申し出により令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間を終了する施設につきまして、来年 4 月から指定管理を行うための提案でございます。

指定管理者を条例に定める手続きに基づき募集した結果、申請者 1 名の応募があり、本年 11 月 17 日に津別町公の施設に係る指定管理者選定委員会により審議の結果、当

該申請者を指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

今回、指定管理者の指定を行う内容として、施設の名称等は津別町字相生 83 番地 1、津別町相生総合交流ターミナル施設。

指定管理者の名称は、苫小牧市若草 5 丁目 3 番 5 号、株式会社フジタコーポレーション代表取締役社長 遠藤大輔。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 69 号 令和 7 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 69 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、福祉灯油の実施、事業完了等による精査による補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 9,984 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 94 億 608 万 3,000 円とするものです。

第 2 項以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書の説明に入る前に、歳入 5 ページから 6 ページの款 18 繰入金、ふるさとつべつ応援基金繰入金の繰入額の大幅な減額および歳出の 21 ページから 22 ページの病院施設整備基金積立金の財源充当の変更につきまして、先に説明をさせていただきます。

当初予算におきまして、病院施設整備基金積立金の財源として、企業版ふるさと納税として寄附をいただいた一部を充当するものとして予算計上をしておりましたが、積み立て先の病院施設整備基金条例が企業版ふるさと納税を活用できる要件を満たしていないことが今晚判明したところです。つきましては、ふるさと納税基金繰入金を減額し、一般財源より積み立てることとして財源充当を修正いたします。6 月定例会で修正させていただきました国営農地再編整備事業負担金支払基金繰入金と同様の財源充当の修正となります。

制度の誤認識により、再びの誤りがありましたことにつきまして、お詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、事項別明細書の説明に入らせていただきます。

歳出から説明いたしますので、9 ページから 10 ページをご覧ください。

なお、事業完了等による精査、金利の上昇に伴う基金利息の増額および軽微な内容の補正につきましては一部説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、自治体 D X 推進事業は標準化移行

に伴う作業量の増加に伴い、負担金で359万5,000円の増額です。目3財政管理費の財政調整基金積立金は、地方財政法の規定に基づく前年度繰越金の確定による積立9,339万円と剰余金4,650万1,000円、利息分を合わせ計1億4,015万3,000円の増額です。減債基金積立金は剰余金および利息分と合わせて661万9,000円の増額です。

目5財産管理費、庁舎等維持管理経費は町有建物の給湯ボイラー修繕等を予算流用にて対応したための流用元補填で69万9,000円の増額です。

11ページから12ページをご覧ください。

町有建物等維持管理経費は、町有地の支障木の枝打ちおよび伐採に係る経費として60万9,000円の増額です。

項2地域振興費、13ページから14ページになります。目2企画開発費、森の健康館整備事業は、館内Wi-Fiの増強を行うための無線LAN設備工事で310万2,000円の増額です。森の健康館管理業務は電気料の今後の支出見込により31万2,000円の増額です。

目3企画振興費、多目的活動センター管理運営経費は体験交流施設のウッドデッキ階段修繕等を予算流用にて対応したための流用元補填で19万9,000円の増額です。体験交流施設整備事業は、館内Wi-Fiの増強を行うための無線LAN設備工事で112万2,000円の増額です。

15ページから16ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、中段の介護保険事業特別会計繰出金は、保険給付費の支出増および税制改正対応に係るシステム改修費の繰出金で157万8,000円の増額です。

社会福祉事業所助成金は、津別福社会の業務用オゾン発生器の取り替え修繕に係る補助金で60万5,000円の増額です。介護施設等環境改善事業は、介護事業所のエアコン設置に係る補助金で89万5,000円の増額です。

17ページから18ページをご覧ください。

目4国民年金費、国民年金事務経費は税制改正対応のためのシステム改修費で35万5,000円の増額です。

目5老人福祉費、老人福祉扶助費等は1世帯あたり1万1,000円を助成する福祉灯

油等購入費助成事業の実施で 596 万 2,000 円の増額です。一つ下の介護サービス支援事業は、いちいの園およびデイサービスセンターの設備修繕に係る補助金で 110 万 9,000 円の増額です。

19 ページから 20 ページをご覧ください。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、未熟児養育医療費給付事業および 2 段下の児童手当等扶助費は、過年度事業超過交付返還金でそれぞれ増額です。子ども・子育て支援事業は、認定こども園の定員変更により法定価格単価が変更となることから、運営費補助で 866 万 4,000 円の増額と、9 月からの利用者の階層区分変更に伴い、こども園利用者負担差額補助で 112 万 1,000 円、合わせて 978 万 5,000 円の増額です。

款 4 衛生費、21 ページから 22 ページになります。項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、病院施設整備基金積立金は、金利上昇に伴う基金利子分で 16 万 8,000 円の増額です。また冒頭で説明しましたとおり、ふるさとつべつ応援基金繰入金より 3,000 万円を充当しておりましたが、一般財源より積み立てるよう財源充当の修正を行います。

目 3 環境衛生費、下水道事業会計繰出金は長期前受金の戻入の補正に伴い 4,793 万 6,000 円の減額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、23 ページから 24 ページをご覧ください。

目 3 農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿捕獲頭数の増を見込み 165 万円の増額。環境保全型農業直接支払交付金事業は、取り組み面積の変更により 18 万円の増額です。

25 ページから 26 ページをご覧ください。下段の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費、次ページになります。道路除排雪経費はショベルのエンジン修繕を予算流用にて対応したための流用元補填で 212 万 1,000 円の増額です。

目 3 道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、町道 2 号線歩道新設に係る測量設計の完了による委託料の減額と、設計完了に基づく工事費の増額で計 920 万 7,000 円の増額です。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、29 ページから 30 ページになります。

町営住宅管理経費は、今後の住宅の修繕見込みなどによる増額と、工事完了に伴う精査で計 563 万 2,000 円の減額です。

款 9、項 1 消防費、目 1 消防総務費、事務組合負担金は、職員給与費等により 833 万 8,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、31 ページから 32 ページになります。

目 3 義務教育振興費、義務教育振興事業経費は部活動送迎バスの運行に係る経費で 69 万 3,000 円の増額です。

35 ページから 36 ページをご覧ください。項 5 保健体育費、41 ページから 42 ページに飛びます。目 2 体育施設費、トレーニングセンター管理経費は多目的運動公園の芝生修繕等を予算流用にて対応したための流用元補填で 109 万 6,000 円の増額です。

43 ページから 44 ページをご覧ください。目 4 学校給食費、学校給食食材経費は食材費の高騰により賄材料費で 211 万 4,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをご覧ください。

款 9 地方特例交付金は交付額の確定により増額です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金は、歳出で説明しました認定こども園の運営費補助および介護施設等改善事業に係る補助金でそれぞれ増額です。

目 4 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は交付額の確定により減額です。

目 5 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金事業は小・中学校の校舎および体育館 LED 化改修工事に係る補助金が不採択になったことによる減額です。

項 3 国庫委託金、目 2 民生費国庫委託金、基礎年金等事務は歳出で説明のシステム改修費に係る交付金の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金、地域づくり総合交付金は福祉灯油等購入費助成事業に係るもので 50 万円の増額です。施設型給付費は国庫補助金と同様の理由による総額です。

目 4 農林業費道補助金は、歳出で説明した事業に対する補助金の増額です。

款 16 財産収入、5 ページから 6 ページになります。

項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金は、金利見込みによる増額です。

款 18 繰入金、ふるさとつべつ応援基金繰入金は、冒頭で説明いたしました病院施設

整備基金積立金への充当分 3,000 万円を減額するもので、事業費精査分とあわせ 3,002 万円の減額です。

款 19 繰越金は 7 ページから 8 ページになります。

前年度繰越金で繰越額確定による増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 5 過年度収入は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の確定に伴い 57 万 3,000 円の増額です。

目 6 雑入は、デジタル基盤改革支援補助金で交付額の変更決定に伴う増額と自己共済金の増額です。

款 21、項 1 町債、目 3 農林業債道営水利施設等保全高度化事業は概算負担金額を事業費として過疎債の追加協議を行うため 820 万円の増額です。

目 4 土木費、町道 2 号線歩道新設事業は工事費に増額が生じたことにより過疎債の追加協議を行うため 960 万円の増額。町道 201 号線舗装補修事業は、緊自債の対象見込みとなるため 230 万円の増額です。

目 6 教育債、津別小中学校校舎・体育館照明 LED 化改修事業は、当初見込んでいた国庫補助金が不採択となり、記載事業が脱炭素化事業債へ変更となることから 1,390 万円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものです。

第 2 条は繰越明許費で、第 2 表のとおり町道整備事業、歳出で増額補正の説明をいたしました町道 2 号線歩道新設工事について繰越明許費を設定するものです。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表のとおり 1 件を追加、3 件の限度額を変更するもので限度額は 20 億 9,050 万円となるものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第70号 令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第70号についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入では保険税、繰入金。歳出は保険給付費等の精査を主な理由とする補正となります。

補正条文です。第1条第1項として歳入歳出予算の総額に、それぞれ293万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,066万6,000円とするものです。

第2項につきましては後ほどご説明をいたします。

はじめに歳出からご説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務一般事務経費は、北海道クラウド移行経費負担金精査にともなうもので、76万7,000円の減額です。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国民健康保険基金積立金は、前年度繰越金と利息の積立で45万4,000円の増額です。

款6 諸支出金、項1 償還金及還付加算金、目3 保険給付費等交付金償還金は、令和6年度療養給付費等交付金の超過分返還の補正で、324万8,000円の増額です。

続いて歳入になります。3ページ、4ページにお戻りください。

款1 国民健康保険税は、それぞれ調定状況をもとにした収納見込額の精査により、合計で23万4,000円の増額です。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の精査や財政安定化支援事業繰入金の額決定による精査、北海道クラウドの負担金精査など合計で38万5,000円の減額です。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険基金繰入金は、過年度交付金の返還金等で263万4,000円の増額です。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 前年度繰越金は、繰越額の確定により38万7,000円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 71 号 令和 7 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 71 号についてご説明をいたします。

補正の内容は、歳入の保険料、繰入金等の額の確定や後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う精査を主な理由として補正させていただくものです。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 122 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1,225 万 4,000 円とするものです。

第 2 項につきましては後ほどご説明をいたします。

はじめに歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金額確定による精査で 122 万 4,000 円の増額です。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 後期高齢者医療保険料は、中間精査により合わせて 333 万 3,000 円の増額です。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、広域連合事務費負担金の確定、保険基盤安定繰入額の精査により、合わせて 225 万 5,000 円の減額です。

款 3 繰越金は、前年度繰越額の確定で 14 万 6,000 円の増額となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算

の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となる  
ものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします  
ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第72号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第72号 令和7年度津別町介護保険事業特別  
会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第72号につい  
てご説明申し上げます。

補正条文をご覧ください。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に224万8,000円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を、それぞれ6億8,348万8,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明をいたします。

補正の理由につきましては、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費およびこれに充当する国庫補助金の増額補正、保険給付経費の支出増に伴う増額補正、前年度繰越金および定期預金利子の額の確定に伴う補正と、これらを基金に積み立てる補正ならびに一般会計からの繰入金の補正に対して増額補正をするものです。

はじめに、歳出から説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

5ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務一般事務費は、北海道自治体情報システム協議会へのシステム改修事業負担金として46万8,000円の増額です。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3福祉用具購入給付経費については、今年度の実績から支出増を見込み28万円の増額です。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費は、前日同様に今年度の実績から支出増を見込み106万3,000円の増額です。

款4基金積立金は、前年度繰越金および定期預金利子の額の確定に伴う基金への積立で43万7,000円の増額です。

続いて歳入をご説明いたします。3ページにお戻りください。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金は税制改正に伴うシステム改修費に充当する国庫補助金として、総事業費の2分の1を見込み23万3,000円の増額です。

款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金は定期預金利子の額の確定に伴い11万1,000円の増額です。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、歳出にて説明しました保険給付費の福祉用具購入給付経費および介護予防サービス給付費への充当分として134万3,000円の増額です。

目4その他一般会計繰入金は、システム改修事業費に充当する財源のうち、町負担分として23万5,000円の増額です。

款7繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴う補正で32万6,000円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次ページの第1表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第73号 令和7年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第73号についてご説明申し上げます。

補正条文をご覧ください。

第3条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を252万6,000円増額し、2億4,242万1,000円とし、支出の水道事業費用を705万2,000円増額し、2億1,516万7,000円とするものです。

2ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の修繕費は、給配水管施設修繕の増額による不足分で200万円の増額です。

目4総係費の負担金は、水道スマートメーターのWEB通知システム導入に伴うシステムデータ連携費用の増額により505万2,000円の増額です。

収入につきましては、款1水道事業収益、項3営業外収益、目5補助金は、先ほどのシステムデータ連携費用の増額に伴い252万6,000円の増額です。

3ページはキャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては411万5,000円の増額となり、6億6,086万3,000円となります。

4ページから6ページは貸借対照表です。

今回の補正による主な変更は、4ページに流動資産、現金預金が411万5,000円減額し資産合計が31億560万8,000円となります。

6ページになりますが、剰余金合計が388万5,000円の増額となり、負債資本合計が31億560万8,000円となります。

以上、議案第73号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第74号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第74号 令和7年度津別町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(土田直美さん) ただいま上程となりました、議案第74号についてご説明申し上げます。

補正条文をご覧ください。

第2条業務の予定量につきましては、主な建設改良事業から下水道管理センター建築改修工事を削るものです。

第3条収益的収入につきましては、下水道事業収益を9,765万1,000円増額し、6億59万6,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を4,200万円減額し2,110万円とし、支出の資本的支出を4,192万8,000円減額し1億1,429万3,000円とするものです。

2ページをご覧ください。収益的収入につきましては款1下水道事業収益、項2営業外収益につきましては、令和5年度に地方公営企業法を適用した際に法適用前における企業債元金償還のための一般会計繰入金を資本金として計上しましたが、長期前受金として計上することが適切と判明したことから修正を行うもので、目1他会計補

助金を 4,793 万 6,000 円減額し、同額を目 3 長期前受金戻入に増額します。

なお、長期前受金として計上した額は、順次収益化することとされており、令和 5 年度および令和 6 年度に本来収益化されるべき額を、項 3 特別利益、目 1 過年度損益修正益として 9,765 万 1,000 円の増額となりますが、現金収入の伴わない科目のため、会計上、計上される収益となります。

3 ページをご覧ください。基本的収入及び支出の支出につきましては、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 特環建設改良費の工事請負費は、国庫補助金の額の確定により 4,200 万円の減額です。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金の元金償還金は、利息変更により 7 万 2,000 円の増額です。

収入につきましては、款 1 資本的収入、項 1 起業債は、先ほどの支出の建設改良費の減額にともなうもので、項 1 企業債が 1,890 万円の減額。

項 2 国庫補助金が 2,310 万円の減額となります。

4 ページになりますキャッシュ・フロー計算書になりますが、今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては、4,972 万 6,000 円の減額となり、1 億 8,352 万 4,000 円となります。

5 ページから 7 ページは貸借対照表です。

今回の補正による主な変更は、6 ページ、5 繰延収益が増額となり長期前受金が 42 億 7,313 万 3,000 円、6 資本金合計は減額となり 4 億 4,260 万 9,000 円となります。

なお、7 ページ中央に注意書きとして、先ほどご説明いたしました一般会計繰入金  
の修正について記載しておりますが、令和 7 年度以降の損益計算を適正なものとする  
ために、当該長期前受金の不足を修正いたします。

条文にお戻りください。

第 5 条につきましては、別表 1 企業債補正のとおり企業債の変更を整理したもので  
す。

第 6 条他会計からの繰入金及び補助金について、減価償却費に充てるものを 4,793  
万 6,000 円減額するものです。

以上、議案第 74 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけます

ようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 74 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、意見書案第 15 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第 15 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出するにあたり、読み上げて説明にかえさせていただきますので、ご承認よろしくお願いいたします。

令和 5 年 10 月、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入された。この制度では、インボイス発行事業者でない取引先からの仕入れについては仕入税額控除ができず、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者が取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合

には不当な値下げや取り引きの打ち切りを迫られるなど、取引上の不利益を受ける懸念が現実のものとなっている。

また、インボイス発行事業者となれば、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と煩雑な経理事務という二重の負担を強いられる。こうした中、エネルギーや原材料価格の高騰、人材不足の深刻化などにより経営環境は一層厳しくなっており、事業者に新たな税制対応を求める余裕はないのが実情である。

導入当初には、納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」などの経過措置や税務相談体制が設けられたが、制度運用を巡る混乱は収まらず、支援策も十分とは言えない。特に、この2割特例は令和8年9月末で終了予定であり、今後さらなる負担増が避けられない。日本商工会議所および東京商工会議所が行った調査では、免税事業者からインボイス登録を行った中小企業のうち54.9%が減収、約半数がコスト増、約8割が事務負担の増加を訴えている。また、民間団体「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が行った調査では、約7,000人の回答者のうち9割が制度の見直しまたは中止を望むと回答している。

全国的にも、令和6年に休業・廃業・解散した企業は前年より約1万件増加しており、制度導入が小規模事業者の経営を圧迫していることは否定できない。さらに、平成15年から令和6年にかけて法人税の実効税率は40.87%から29.74%へと引き下げられる一方、消費税収は令和5年度で約23兆円に達し、法人税収（約16兆円）を大きく上回っている。このことは、税の公平な負担の在り方を根本から問い直すものであり、負担が小規模事業者や消費者に偏っているとの批判が強まっている。

加えて、電子帳簿保存法により契約書などの電子データ保存が義務化されるなど、電子帳簿等保存制度に関しても、特に小規模事業者から「事務が煩雑で事業に支障をきたす」との声が上がっており、過重な事務負担が深刻化している。

これらの状況を踏まえ、国による支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者やフリーランスの経営の持続化、地域経済の活性化を図るためには、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、本議会は、国においてインボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 12 号 令和 7 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 7 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 13 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和 7 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで令和7年第8回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前11時29分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員